

証明番号

1234

事業系一般廃棄物処理依頼届出済証明書

住 所 東 広 島 市 ● ● ● ● ● ● ● ●
氏 名 ● ● ● ● ● 株 式 会 社
(名称及び代表者名) 代 表 取 締 役 ● ● ● ●

東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例第8条の規定により、事業系一般廃棄物を直接搬入により処理依頼した者であることを証明します。

令和 3年 10月 1日

東 広 島 市 長

東広島
市長印

- 注) 1. 事業系一般廃棄物を分別し、事業者自ら市が指定する一般廃棄物処理施設へ搬入(「直接搬入」という。)する場合は、計量窓口に本証明書を提示し、確認を受けること。
2. 証明事項に変更が生じた場合は、速やかに提出済みの「事業系一般廃棄物処理依頼届出書」の変更を行うこと。

留意事項 処分手数料については、指定袋又は処理券を用いること。